

平成22年度 第2回仙台市男女共同参画推進審議会議事録

1 開催日時 平成22年6月9日(水) 18:00~20:00

2 開催場所 仙台市役所本庁舎6階 第1会議室

3 出席者

〔委員〕

大塚憲治委員, 河崎祐子委員, 倉茂基一委員, 佐藤慎也委員, 下夷美幸委員,
高橋満委員, 玉淵安夫委員, 朴賢淑委員, 原田俊男委員, 平井みどり委員

〔仙台市〕

市民局市民協働推進部長, 同部男女共同参画課長, 同課主幹兼企画推進係長,
同課担当者

4 会議の進行経過

1 開会

2 協議

(1) 会議の公開等について

〔高橋会長〕

それでは, 第2回男女共同参画推進審議会を開催する。始めに, この審議会の会議の公開についてお諮りしたい。公開・非公開については, 審議会でその都度審議のうえ決定するということになっているが, 本日非公開にするべき案件はあるか。

〔事務局〕

先日のヒヤリング内容をまとめたヒヤリングメモについては, ヒヤリングそのものが非公開であるため, そして, 大塚委員から配布されたDV関係の資料については, 二次被害の防止等のため, それぞれ非公開でお願いしたい。また, それらに関連する議事録の一部についても, 非公開でお願いしたい。

〔高橋会長〕

つまり, 審議会自体は公開して行うが, 審議会の中で委員に配布されているヒヤリングメモ及びDV関係資料, そして本日の大塚委員からの報告に関係するもので, その機関の活動にとって望ましくない結果が想定されるような情報については, 議事録の掲載について一部非公開にさせていただくということである。よろしいか。

〔全委員〕

了承。

(2) 議事録署名人の指定について

〔高橋会長〕

議事録署名人は、出席委員の方の中から五十音別にお願いをされており、前回は倉茂委員と佐藤（美）委員にお願ひした。今回は、玉淵委員と朴委員にお願ひしたい。

〔玉淵委員・朴委員〕

了承。

(3) 新・男女共同参画せんだいプランについて

〔高橋会長〕

それでは、前回のヒヤリングについての簡単な報告を、下夷副会長にお願ひしたい。

〔下夷副会長〕

それでは、3件のヒヤリングについて、簡単に報告させていただく。

1件目は、母子家庭等への支援を行っている機関に実施した。この団体は、ひとり親家庭等の就業相談を行って、就業による自立を支援する活動を行っているとのことであった。仕事から遠ざかっていた母親が離婚して、就業に向かうための支援を中心に話していただいたが、働いていくうえでの前向きな気持ちを母親から引き出していく、不安を解消させるということを中心に相談を行っているとのことである。セミナー等も開催しているが、直接的な就業に結びつけるというよりは、就業の前段階で母親を前向きな気持ちに向かわせていくものに近い内容であり、就業についても、職業紹介所の許可を取っていないため直接職業紹介をすることが出来ないという限界もお話いただいた。現在の課題としては、父子家庭への支援というところで難しい部分があり、ハード面・ソフト面の体制が十分に取れていないと感じているとのことであった。

2件目は、父子家庭の団体を対象に実施した。団体の代表の方からは、男女共同参画は、やや女性支援に偏っているのではないかとのご指摘をいただいた。母子家庭だけではなく父子家庭への支援も必要であり、父子家庭の相談に関する部分が行政においては不足していること、そして窓口等の情報提供についても課題があるということであった。団体としての立場からの要望もいただき、父子世帯や男性の子育ての困難といったことについて、やはり意識啓発が必要であるということで、イベント等の開催等についての支援、関係団体とのネットワークづくりについて、行政のきっかけ作りが必要というお話を伺った。また、団体の代表の方以外の父子世帯のお父さん2名の方からは、生活の中で直面している課題が示され、夜間保育等様々な形での保育サービスの必要性についてお話いただいた。

3件目は、子育てをしているお父さんの団体であり、お父さん達の育児サークルというような趣旨の団体の方々であった。様々なお話があったが、問題としては、父親が子育てをしていくうえで情報が十分に届いていないことを感じているため、父親が

キャッチできるような形での情報提供が求められるということであった。そして、サークル活動を行っていくためや実際に父親が子育てする際の場所について、児童館等は日曜日に使用できないため、日曜日に子育てをする場所が無いという問題点も具体的に指摘いただいた。また、地域での子育てについて、町内会や子ども会、PTAといった形で分断されていることについて、その地域の中で、乳幼児も含めて連続した繋がった形で子育ての体制が取れると、また違ったやり易さがあるのではないかとということもお話いただいた。

内容的には、非常に多くのことをお話いただいたが、私の中で少し印象的な部分をピックアップしてご報告させていただいた。

〔高橋会長〕

今の報告について、参加された他の委員の方々からも補足がある点について、あるいはご感想を発言いただければと思うが、いかがか。

〔朴委員〕

私は途中参加であったが、2件目の団体の方から父子家庭の現状を伺うことができ、法律の問題からいろいろ考えることができた。当事者に話していただいたことにより、父子家庭について社会的にアピールできたきっかけになったのではと考えている。

3件目の団体の方からは、現状でどのような活動をしているか、そして、それぞれ自分の立場での子育てを話していただいたのを聞くことができた。自分としては初めての経験であったので、今後もこのような機会があればよいと思っている。

〔高橋会長〕

最初にヒヤリングを実施した母子家庭支援団体について、私とその通りであると思ったことは、父子家庭に関する相談である。相談の現場における母子家庭と父子家庭の支援の行い方について整理して考える必要がある。相談の現場が同じだと、DVを助長する、あるいはきっかけになってしまうということが、非常に印象に残っている。他の委員の方は、いかがか。

〔大塚委員〕

今の就労支援の窓口におけるDV等の問題に関して、既にエル・ソーラでは同じことを経験している。DVの加害者が相談窓口駆けつけて来たことがある。相談者を守るために相談部門のスペースを分ける等、様々な方策が実践済みであり検討されている。そのような既に実践されたものについて、具体的に他の機関へ提示されていないということが1つあると感じている。

当然ひとり親の男性も相談に来る訳であり、そこで女性の方と鉢合わせする可能性があり、同じ場所で相談ということは難しい。理念はいいが、具体的なソフト、場所という部分の条件を考えると、そこまで追いついてないのが1つの現状である。そこまでこの審議会が提言できればよいが、なかなか踏み込むことが難しい状況があると思う。

それから、2件目の父子家庭のお話は、まさにその通りである。仙台市から出されているパンフレットを全部読んでいくと、父子家庭に対する支援がほとんど使えない。これは實際上、よくあることで、父親は働くことができる、収入も高いという切り口でもって、なかなか支援の制度と結びつかないために苦しんでいるという実態であり、本当に生の声で聞くことができた。これについては、男女を問わず、制度の見直しも含めて、相談できる場所の確保や啓蒙活動等が必要であると思う。また、子どもが成長する段階になって、その時期に合わせた課題がおそらく出てくるだろう。そういった時にもやはり、女性の母子家庭が相談できるような体制と同じようなシステム、あるいは保障が必要ではないかなと考えていた。

〔高橋会長〕

他の委員の方はいかがか。特に政策的な課題については、これから審議するところであるが、それに関わってお気づきになった部分があればお願いしたい。

〔原田委員〕

お話を聞いて、働き方を変える等の必要性について感じている。また、繰り返しになってしまうが、子どもを見る施設であるとか、相談をする場所、そういう付帯的なものがまだ足りないという感想を持った。

〔高橋会長〕

折角の機会であるので、参加された委員全員からご意見、ご感想をいただきたい。

〔河崎委員〕

政策的なことと言う程、煮詰まっている訳ではないが、2点考えたことがある。1点目は、父子家庭の方のお話が本当にショッキングであり、大変勉強させていただいた。ある意味、今までのやり方が女性支援に偏っているというご指摘は、本当に重要なお指摘だったと思う。両性に目配りをした施策を立てていくことによって、ご本人が話していた新しい価値提言として広まっていくことになると思う。提言していただいた様々な事項について具体化していくことが急務であると感じた。

もう1点についてであるが、子育てをしているお父さんの団体のお話を伺って、遊び場等を提供するだけでなく、どのような情報が求められているのかについて、もう少し伺えたらよかったと思う。

〔倉茂委員〕

私は、父子家庭の方々のお話を聞いて、自分が持っていた男女共同参画についての捕らえ方が非常に偏った見方であり、男女共同参画に対しては、多様なアプローチがあるということを感じさせてもらえた。

また、女性の社会参画の機会が広がるという意味では、お父さんの子育てに対する啓蒙や行政の支援は非常に大事なことであり、計画づくりの中にもっと取り込むべきであると感じた。

〔平井委員〕

私は男女共同参画というと、どうしても女性に偏りがちと思われており、まずこの誤解を解かなくてはいけないと思っている。やはり、名称が印象を与えるという部分がすごくあるため、名称変更ということも含めて検討していく必要もあるかと考えている。

そして、審議会や市役所の中で良いアイデアが出た場合、伝えただけでは思ったのとは違う方向に進んでいくこともあるため、最後まで使われ方を確認することができればとも思っている。

〔高橋会長〕

後は、ヒヤリング全体にわたってはいかがか。ヒヤリングに参加されなかった委員の方も、質問等があれば出していただきたい。

〔玉淵委員〕

学校現場でお子さんを預かっている立場からも、やはり母子家庭・父子家庭に対する支援は、非常に大切な部分であると感じている。今日、ヒヤリングのメモを見て、なるほどなと思う部分もある。

ただ、子育てをしているお父さんの団体のお話で少し気になった部分がある。町内会や子ども会と子育てがどう関連しているかというお話で、様々な地域の中に様々な団体があり、全てが直接子育てに繋がっている訳ではない。しかし、そのネットワークによって繋がりが出来て、助けてもらったり相談をすることが出来たりと、様々なものが生まれてくる基にもなっている。この方々は、実際に町内会や子ども会に入って活動されているのか、それとも敬遠なさっているのか、その辺りを知りたかったと感じている。

〔高橋会長〕

最後の団体の方のお話では、まだ学校に行っていない未就園児を持つ父親の場合には、横に繋がりにくいというようなお話であったと思う。横に繋がる機会をどう創っていくのかということで、ご提言いただいたと考えていた。

〔佐藤委員〕

母子家庭への経済的な支援、DVの問題等の視点が、今までの男女共同参画の1つの大きなテーマであることは、私もすごく理解できる。それに対して、父子家庭に関しては、経済的な部分では何とか成り立つが、生活時間という視点や女性に対する距離感の問題等、改めて見直しが必要と思われる部分が多いと感じた。今までは家族が、大きな核家族を超えた親等が支援してくれていたため、大きな社会問題としては取り上げられてこなかったが、核家族が多くなってきた時、行政がどこまでできるのか、こういったケースが非常に多くなり十分に対応できていないという非常に難しい問題という印象を受けた。

また、後半の父親の参画に関しては、スウェーデンのケース等を聞いたりしているので、今回のように男親同士が子育て論議をするような世の中へ変わっていくという

印象があり、見通しを持って展開できると良いと考えている。

〔高橋会長〕

では、ヒヤリングの報告については以上で終わりとしたい。

大塚委員の報告の前に、ここで、今後の議論の進め方について見取り図をお示したい。

今回は第2回目の審議会であるが、次回以降は7月、8月に、毎月審議会を開催していく予定である。特に、6月と7月の審議会については、これから審議会の中で計画をつくっていく上で、必要な情報の提示を受け、あるいはヒヤリングのような形で審議会としても情報を集めながら、現在の計画に関わる現状を審議会として把握していきたいと考えている。

そして、これらと並行して、事務局には現計画の効果と残された課題ということで、その取りまとめの作業を進めていただいている。8月の審議会の中では、これらのヒヤリングや資料、あるいは事務局の方で準備していただくたたき台になるものに基づいて議論を行い、まとめの方向に入っていくというような進め方にしたい。

〔高橋会長〕

では、大塚委員に「DVについて」の報告をお願いしたい。

〔大塚委員〕

今日は、DVについて全般的にどうなことが起きているのかを資料を基にお話をしていきたい。

「STOP THE 暴力」という内閣府の冊子によると、相談件数や一時保護された人数等が増えていることが分かる。また、相談に結びついた人や警察等で把握できた人数は、全体の中からは相当少ないのではと考えている。これは、ジェンダーの問題等もあるが、男性の家庭内での問題や社会的な要因により、男性がイライラを弱いところにぶつける傾向がある。ただ、DV法がつくられたことにより、暴力を振りかざして相手方を痛めつけることを人権侵害として捉えるということで、暴力が例えば家庭内暴力であったとしても、それはおかしいという気運がどんどん広まってきた。それと同時に、相談窓口も広がっており、仙台市では家庭健康課やエル・ソーラ仙台、宮城県では女性相談支援センター、配偶者暴力の防止センター等の窓口がある。民間団体でも、ハーティ仙台さんが啓蒙活動を行っており、相談窓口が人々の目に触れる機会は随分増えている。

ただ、DVの被害者には、自分が受けていることがDVであると気がつかないことがままある。相談をして初めてDVに気がついて、専門のところに相談に行く人達はまだいる。最近では、児童虐待の場合は小児科医等が勉強して通告を行うようになってきている。だが、DVに関しては、被害者が成人であるため同意が必要であることから、医者側で積極的に通告を行うには至っていない。また、被害者が母親で子どもを連れてくる場合、子どもの父親を犯罪人にはしたくないという思いから、告訴しな

いようなこともある。

DVの特性について説明すると、繰り返し長期間にわたって暴力を受けるため、暴力を受けていること自体があまり苦にならなくなるということがある。最終的に、被害者が自分の気持ちや生活状態を全く度外視して恐い相手を怒らせないようにするため、自分の個人的な意見や感情を全部押し殺してしまう。そのため、被害者が辿り着いてきた時には全く感情が出ない、泣くこともできない、意見も言えないということがある。また、相談に応じる側が男性であると、恐怖を感じて意見が言えなくなることもある。DV被害者、暴力被害者の特性をしっかりと理解していないと、相談そのものにも辿り着かないし、辿り着いたとしても本音が言えないことがあるので、相談員は非常に専門性を要することが大事である。しかし、相談員は非常勤が多く、慣れ始めた頃に代わってしまうことが課題になっている。

ここで、DVの保護施設に入所している方についてお話をしたい。通常は5年位施設にいないと、社会で自立できるという思いにはなれない。現状としては、その自立に向かうため、施設を出たあとの支援策が足りないと感じており、自立を支援する体制を整える必要があるだろう。配偶者暴力＝DVがどのような形で相談につながり、どこでどのような支援を受けながら、自立の方向に行くのかということについてもお話をしたい。被害者は、警察、相談機関、DV支援センター、役所などにまず相談することになる。そこで、緊急性がある場合には、仙台市であれば施設への緊急保護、宮城県では配偶者暴力防止センターへの緊急一時保護となる。他に長期化しそうな場合には、入所施設の利用もある。それらの施設は基本的には女性の相談を受け付ける場所であるため、男性が被害者の場合は一時保護所に入れないのである。パーセンテージが低いことはあるが、男性の場合は違う避難先を探さなければならない。

保護命令については、様々な保護命令が発令されるようになってきた。地方裁判所に申請をすると、1・2週間以内と非常に早く発令されるようになってきており、随分変わってきている。また、最近は県警の動きが非常に早くなっている。今までは、相談があったものについては相談センターとやり取りをして、警察判断により留め置かれるケースが多かったが、今はほとんどの相談において、これは危ないと警察が判断した場合は、即一時保護に繋がる状況にある。それだけに、先程の相談センターの質と機能の問題が問われてくるような状況になっている。

子どもについては、DVが子どもに与える影響というものがある。これは児童虐待防止法の中で、DV環境にある子どもについても児童虐待として定義されている。父親と母親のけんかを目の前にしている環境は心の傷を受けるということで、これも虐待として認めると定義されている。DV＝児童虐待と考えていただきたいし、児童虐待が起きているところには、DVが起きていると考えていただきたい。これは、児童虐待の母親から直接受ける虐待とはまた違う中身である。DVにおける暴力加害者は男性であることがほとんどのため、母親から暴力を受ける度合いと、父親から暴力を

受ける迫力というのは全く違い、その受ける傷も、本当に死に至るようなことがある。母親も暴力をふるわれているから、子どももそれを見ている訳であり、ある子どもは自分がきちんとしていればあんなふうにならなかつたらろうと考え、子どもの気持ちが傷つく。あるいは、大きい子は止めに入ろうとするが、そうすると父親からひどい暴力を受けるため、もう止めには入れないことになる。

逆に父親が子どもに暴力をふるっている時に母親が口出しをしようものならば、もっとひどい暴力が子どもにふるわれてしまうため、口出しができない。そうすると、じっとそれを見ていることになってしまう。見ているだけの母親は、子どもにとっては自分を守ってくれなかった親ということになり、当然子どもは信頼なんかしない。そういう子達がこのDV家族として保護されて、あるいは自立のために辿り着いた時、日常生活の中味は凄まじい状況になっている。

では、そのような人達に何を支援すれば良いのかであるが、大切なことは、まず安全を実感してもらうことである。皆さん、安全の保障とよく言われるが、それとは違う。ここは安全だと言っても、被害者にとっては安全ではない。それを本当に、「ああ、安全だな」と実感するようにならなければいけない。被害者にとって、この場所には加害者が来ない、あるいは加害者が来たときにきちっと守ってくれる人がいて、また同時に、中の職員からも非難されないということが大切になる。この人は自分にとって安心していられる人だということを、本人が実感しないと駄目なのである。そして、ここで暮らしていれば何を言っても大丈夫、子どもも笑っている、職員が支えてくれるという感覚を実感してもらい、毎日を過ごす流れの中で、初めて安定という言葉が生まれてくることになる。

この安定の背景の中で、職員は様々な形で自立の支援をしていくことになる。母親と今何ができているのかということを確認する作業を行い、自立をしていくために自分で相談する力を養って、退所に向けていくのである。その時には、ほとんどにおいて行政の窓口が必要になるが、生活相談をするためには保護課、子どもの保育の問題であれば保育課、のように相談窓口が問題別によってバラバラである。被害を受けた人が、最初に辿り着いた窓口がどこであるかによって、その人達の次の自立のスピードや内容が変わってきてしまう。久留米市がワンストップ方式を行っているように、仙台市と宮城県もDV被害者支援のための窓口を一本化し、手続きが短時間で済むような方法にしていきたい。同時に、この人達は自分の意見を言うことができない、自分が何に迷っているかも分からないという状況にあるので、最初にしっかりと聞くという作業が必要である。ただ、大事なことは、窓口の斡旋だけではこの人たちは恐くて行くことができない。一緒に同行して相手方、相談者側に繋いで、その人が大丈夫、安心できる人であると実感してもらう必要がある。そして、DV被害者に対しては、問題の特定が大切になってくる。単純に暴力だけに焦点をあてて、家庭内暴力だけということでは捉えるのではなく、その家庭内暴力がどういう背景で起きて、予防す

するためにはどのような手当を最初の段階で行うべきかということが大事である。それは、相談窓口を明確にすることであり、そういうリスクが起きる家庭を早く見つけることであり、いわゆる制度であったりする。安心して相談して、では次のところに行きますよ、こうですよという、丁寧に教えていただくような動きでないと厳しいと考えている。私達のような施設が行っていることは、あくまでも緊急で逃げて来る人たちの場合であるが、そうでない場合でも行うことは同じであり、スピード感が違うだけである。

なお、加害者の執拗性は相当ひどい。離婚もした、何年も経っているのに執拗に追いかけて来るため、被害者を別の場所に逃がす必要がある。被害者が逃げて行かなければならないのが、このDVなのである。加害者が捕まり、加害者がどこかに行かされれば良いのだが、被害者が逃げなければならない。そのような部分では、母親も子どもも、地域から、せつかく慣れ親しんだ学校や友達から離れて、新しい生活をしなければならないのであり、二重三重の大変さがある。

少し省略しながら説明させていただいたが、資料等についてはあとで目を通していただきたい。仙台市でも暴力についての調査を実施しているし、意見書も出している。それも合わせて見ていただければと思う。

以上。

〔高橋会長〕

非常に分かりやすく、また、こういった支援を進める上での課題等を含めて、いくつかご指摘をいただいた。委員の方々から質問等があればお願いしたい。

〔平井委員〕

母親への支援という部分で、一番大変な部分、問題がある部分を教えていただきたい。

〔大塚委員〕

まず健康問題が一番である。特に精神課題についてはなかなか気がつかない。うつ傾向があったり、様々な障害に触れるような境界例の人達が出てくる。

DV家庭は、意外と共依存家庭と言われたりするものでもあり、自分が夫を支えていたということをつかていない場合が多い。夫が怒り出すから、その前に私が何とかしなければならぬということ、自分を捨て置いているため、なかなか気がつかない。そのため、避難したのに夫のもとに戻ってしまう人もいる。この精神的な問題を、私達はいろんなかたちで話をさせていただくが、自分には必要無いと言われ、治療までには結びつかない。

また、家族から見放されている人も多く、支援者が誰もいないため、アパート等の保証人が立てられず、退所の時に問題となる。結局、自立までできていても、次に住宅を見つけなければならないという時に、入れる住宅が見つけれない。また、公営住宅は、DV家庭であれば優先が高まるとのことだが、全然優先では無い。母子家庭

と同じように、抽選倍率が一般の2倍なだけである。行政は、一般の母子家庭、あるいは虐待家庭と同じような考え方をされているが、少し違うのではないかと考えている。話し合いに行ったことはあるが、そこは課が違うということがあって、残念ながら優先にはならなかった。

〔高橋会長〕

後は、いかがか。

〔下夷副会長〕

最初に確認したい。1点目は、私もワンストップは非常に大事だと考えているが、配布された図においてワンストップとして機能しているところは無いのか、ということ。2点目は、DVに関する当事者団体、支援団体、NPOのような団体はどれくらいあるのか、そして団体等のネットワークの状況はどうなっているのかということ。3点目は感想になるが、被害者が行政の窓口に行くために代理人や付添い人がいないと難しいことを痛感した。言葉は適切でないかもしれないが、DVの被害者の方に最初から最後まで補佐する後見人的な、サポートする方が必要であることをすごく感じたが、そのような可能性の有無について、少しご意見を伺いたい。

〔大塚委員〕

まずワンストップの関係であるが、配偶者暴力相談支援センターは、あくまでも相談を受けて緊急保護をするところであり、自立をする時には関係機関と連携をして動かさなければならない。しかし、行政機関はバラバラであり、話を聞いてくれるのはよいが、安全な場所については入所斡旋で終わってしまう。實際上このような関係機関のネットワークそのものが体系化されていないと、ワンストップは難しいということが言える。

2点目の団体のネットワークについては、残念ながら仙台市の場合はハーティ仙台さんが唯一の民間の防止団体であり、私達もハーティさんとはネットワークを持っている。しかし、各県にそれぞれの民間の防止団体はあり、DVに特化するところでは全国シェルターネットというものが立ち上がっている。民間シェルターを運営している人達が集まり、何に困っているか、行政サイドに何を訴えていくか、制度として何が必要かということ、1年に1回必ず集まってシンポジウムを行っている。

それから、3点目の後見人の問題であるが、犯罪被害者団体が、いわゆる犯罪に遭った被害者がいろんな支援が必要ということで、犯罪被害者支援団体が仙台市内で行っているが、DV被害の後見人までは非常に難しい。エル・ソーラ仙台が自主的にハーティ仙台さんも含めて、運動展開をされていて、そこに繋がれば一緒にやりましょうという人たちは何人かいる程度であるのが現状である。

〔高橋会長〕

私も非常に勉強になった。大塚委員の話の中では、ワンストップの重要性、そして切れ目のない支援ということで、相談から自立というところまでのネットワークの必

要性について伺うことができた。現計画の中では、地域との庁内外の関係機関、地域との連携、協力体制の構築を進めると謳っている訳であるが、大塚委員が現実に関わっている中で、この中における課題について教えていただきたい。

〔大塚委員〕

最初にお話したように、行政の窓口はやはり配置転換がありすぎる。それから相談の第一窓口に立っている人達には非常勤職員が多く、専門性が担保されていない。自立支援のためには、様々なことを動かせるような専門的な技量がないとその場で終わってしまうため、まずはその技量が必要である。

また、ネットワーク会議についても、県の女性相談センターが婦人保護事業ネットワーク会議を行っているし、仙台市でも専門の勉強会を行っている。しかし、それが頻りにネットワーク会議という形で、関係機関が集まってやれるかということ、まだ足りないと感じている。もっと専門領域の人達も入れながら、被害者を守るということだけではなく、予防の観点が必要である。何か起きたらでは、対症療法的な部分ばかりになってしまう。

この計画というのは、対症療法のために策定する訳ではなく、DVによる被害が起きない、安全な社会、家庭を創るため、安全な男女の関係性を保つためには、どういうことが必要かということ的前提で話していかないといけない。ハーティ仙台の八幡さんが仰っているが、後々追いかける行政経費は莫大であるが、予防のために使うお金はもっと安く済むものである。この考え方に切り替えて、見直しをしたらどうかという意見が言われており、私もそう思うところである。

〔高橋会長〕

、人の問題として専門的な人材の確保、あとはスペースの問題もある。なかなか重い問題かとは思いますが、現状とそれから課題ということで、私たちなりに少し整理ができたかなと思う。

(4) その他

〔高橋会長〕

では、女性の参画について、事務局からご報告いただきたい。

〔事務局〕

それでは、女性の社会参画の状況について、事務局から報告させていただく。女性の社会参画に関しては、現在の「男女共同参画せんだいプラン 2009-2010」においても、政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進という項目を重点課題の1つとして挙げており、審議会等における女性委員の登用率の向上や、女性職員の管理職への登用促進等の取り組みを進めているところである。

女性の社会参画の状況を見る場合、審議会の女性委員や議会における女性議員の数、そして職場における女性管理職の割合や地域の団体における女性参画の状況等、こう

いったものが一応の1つの指標、判断材料になるのではないかとと思われる。

ここで、配布している女性の参画状況、社会参画に関するデータをご覧いただきたい。1ページ目は、仙台市の審議会等の女性委員の登用状況についてである。1の女性委員の登用の推移のグラフでは、平成17年の31%をピークにここ数年は下降傾向が続いていたが、平成21年度については、前年度と比較した場合、1ポイント上昇して29.8%となっている。現行のプランでは、女性委員の割合について平成22年度末に35%以上とするという数値目標を掲げているが、未だ目標達成には至っていないのが現状である。

2の女性委員の登用率別審議会数については、数値目標の35%以上の審議会の数は前年度から9つ増えまして58、全体の約46%となっている。しかし、まだ女性委員の割合が2割に満たない審議会は4分の1程度、女性委員が全く入っていない審議会も9つあるという状況になっている。

続いて、国及び地方公共団体の審議会等における女性委員の割合の推移については、2ページのとおりとなる。内閣府の資料であるが、こちらは21年度の数字がまだ公表されていないため、20年度までのものである。昨年11月の審議会において、参考資料として提出したものと同じ中味ではあるが、参考までに本日も掲載している。

それから3ページになるが、こちらも昨年の審議会で提出した法律・政令によって設置を義務づけられている審議会等の委員への女性の登用状況及び各政令市の比較となっている。

続いて、4ページをご覧いただきたい。こちらは女性議員の割合ということで、市議会議員、仙台市と政令指定都市、それから国会議員の衆議院・参議院の女性議員の割合である。衆議院の議員に関しましては、着実に女性議員の割合が増えている状況になっている。

5ページは、国家公務員と地方公務員の管理職に占める女性の割合の推移、そして6ページが各政令市の女性職員の管理職への登用状況のデータとなっている。こちらも最新の数字がまだ公表されていないため、昨年11月にご提示したものと中味は同じになっている。

7ページは、女性の管理職の教員の割合となっている。一番上のグラフは平成21年度の状況になっており、小学校・中学校・高等学校の女性校長・女性教頭の割合を示したものである。仙台市と全国を比較したものが掲載されているが、仙台市の状況を見ると、小学校では女性校長が12.1%で教頭が17.1%、中学校では女性の校長が20.6%で教頭が4.5%、高等学校では女性校長が6.1%で女性の教頭が8.2%となっている。なお、下の表については、ここ3年間の状況を仙台市と全国に分けて示したものである。

それから、8ページをご覧いただきたい。上のグラフであるが、民間企業における役職別管理職に占める女性の割合ということで、こちらは国の賃金構造基本統計調査

からのデータであり、従業員が100人以上の企業における部長相当、課長相当、係長相当の役職に占める女性の割合の推移を示している。

そして最後になるが、地域における女性の参画ということで、仙台市における町内会やPTAの会長の女性比率のデータを掲載している。21年度の数字で見ると、連合町内会長の女性の割合が1.8%、単位町内会長の女性の割合は9.2%、PTAに関しては小学校のPTA会長の女性割合が25.4%、中学校のPTA会長の女性割合が23.1%となっている。簡単ではあるが、女性の参画状況につきましては以上になる。

〔高橋会長〕

以上の説明について、質問があったらお願いしたい。審議会等の女性委員登用状況において、女性委員数がゼロである9つの審議会等は、経年で辿っても同じものであるのか。

〔事務局〕

年によって女性委員が新たに入ったものもあれば、女性委員が抜けられてゼロになったものもある。若干の変動はあるが、数的には偶然に前年度と同じ数になっているという状況である。

〔高橋会長〕

併せての質問であるが、この女性委員数がゼロの審議会等に限らず、女性の審議委員が登用されない理由が分かれば教えていただきたい。

〔事務局〕

1つには、委員の要件が充て職になっている場合がある。充て職の対象となっている職に、女性の割合が少ない、後は専門性が求められる場合については難しい。

例えば、ゼロ委員会の中に仙台市地下鉄東西線技術検討委員会があるが、求められる専門性の関係で、現状としては女性の登用が難しい。また、区の選挙管理委員会等についても、市議会の会派から推薦をいただいた方から決定するため、選任する際の制約があるため厳しい状況である。

〔高橋会長〕

例えば区の選挙管理委員会は、議員の会派からの推薦という形で議員の方では無いが、政党からの推薦が男性ばかりだということか。

〔事務局〕

そのとおりである。

〔高橋会長〕

了解した。他に質問はあるか。

〔副会長〕

質問ではないが、各政令市との比較を行うと、仙台市の状況がよく分かる。目標に向けて各審議会等にどういう働きかけをするか、これからどのように登用率を伸ばしていくかが大事なことだと思う。以前質問をした時に、事前に女性登用を働きかけて

いると伺っているが、各審議会としては十分に様々なことを考慮してこの結果になっているのだから、この状況が、改善されるのは難しいと考えている。

それで、この各政令市の比較のような一覧を貼り出すことが良いかは分からないが、各審議会に他の市の状況を見てもらえれば、気づきにはなると思う。形はどうであれ、この状況が他に比べても、十分ではないということを常に繰り返し、繰り返し気づいていただくような仕掛けというか、そういったものを工夫していく必要があるのかなと非常に思うので、何か検討できれば良いと考えている。

〔高橋会長〕

あとは、いかがか。

確かに政令指定都市の審議会の登用の姿を見ると、これから議論するところではある。例えば防災に男女共同参画の視点を入れる必要があると言われていたが、政令市も押し並べて登用率が低い傾向にはあるが、仙台は3.1%であり中でも特に低い。一方で、岡山市は21%になっており、その防災に関する考え方の違いというようなこともままあるのかと思われる。こういう問題であるとか、あるいは都市づくりとか、地域づくりのところ、やはり女性の視点、あるいはその男女それぞれの視点で考える必要のある委員会が、実は女性が少ないというような形で出ている。

その辺りも含めて、計画そのものにおける防災の問題であるとか、地域の問題というものを議論しながら、それぞれの審議会の中で少し検討をしていただくような働きかけをお願いすると形になると思われる。

確かに下夷副会長が言うように、当該の方に見ていただくと自分のところの位置がよく分かり、気付いてくれることになる。この点についても、また審議の中で理解を深めていきたいと考えている。

それでは以上をもって、女性の参画についての審議をここで閉めることとする。

「その他」についてだが、今回のヒヤリング、審議会、公聴会についてということで、次回審議会までの間に2回目のヒヤリングの実施を考えている。対象の団体は今調整中であるが、企業や介護の問題、それからリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの関係機関・団体からのヒヤリングを計画している。今のところ、事務局と調整をして、6月23日水曜日の午後6時で予定している。参加できる委員の方は、ぜひ参加していただきたい。

それから、次の審議会の日程であるが、お諮りしたいのは7月1日木曜日であるが、開始時間については意見をいただければと思う。前の審議会の期には午後6時半から始めていたものを今期から6時にしているが、いかがか。提案としては午後6時であるが、午後6時半を希望される委員の方はいらっしゃるか。

では、今回は7月1日の午後6時から、会場等については、事務局から改めて連絡を差し上げることとする。審議会の中では、ヒヤリングの報告、そして委員の方の中から何人かに今日の大塚委員と同じような形で報告をしていただく予定にある。

それから、この2回のヒヤリングについては、こちらで計画の柱に沿いながら、関係する団体・機関についてお話をお伺いしている形であるが、3回目には公募のような形のヒヤリングを想定している。男女共同参画に関わるご意見や計画に関する要望等を私どもの審議会に提言いただく方を募集して、公開で行いたいと考えている。事務局と調整をして、日程的には7月28日の水曜日で午後6時からを考えている以上になるが、よろしいか。こちら審議会と同じ形ということで、参加できる方はできるだけ広く参加をお願いできればと思う。その他、事務局の方から何かあるか。

〔事務局〕

議事録の作成についてであるが、今回も事務局で原案を作成して、皆様に見ていただきたい。今回は、一部非公開の部分が出てくるかと思うか、よろしくお願ひしたい。署名いただいた後、公開する形となる。また、次回審議会とヒヤリングのご案内については、別途こちらから差し上げたいと思う。

〔高橋会長〕

委員の方で、他に発言される方はいるか。

それではこれをもって、第2回目の審議会を終了とする。

5 閉 会

議事録署名委員の署名

仙台市男女共同参画推進審議会委員

玉 淵 安 夫

仙台市男女共同参画推進審議会委員

朴 賢 淑